

令和3年（行ウ）第277号

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国

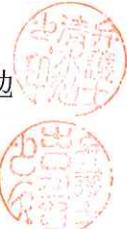
第4準備書面

2024年（令和6年）5月2日

○ 東京地方裁判所民事第2部Dc係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり



被告が部分開示した本件対象文書①の第1分冊から第4分冊の各文書について、
不開示事由該当性に関する被告主張に反論する。

○ 情報公開法（以下「法」という。）5条1号該当性については、類型化が困難で
あつたため、本書面に文書ごとの反論を記述した。同条2号・5号・6号該当性に
ついては反論を類型化して記号を付して本書面に記述し、各反論がどの文書に対す
るものであるかについて、別紙一覧表の原告の反論欄に記号を記入するかたちで明
示した。

第1 法5条1号該当性について

被告が1号該当性を主張している文書のうち、同号に該当しないもの、又は同号
イ（慣行として公にされている情報）に該当するものについて、以下、文書ごとに
反論する。

1 乙① 8 ※部分

「調査に対する回答者の勤務先法人名及び個人氏名」のうち、「勤務先法人名」は1号本文に該当しない。

「個人氏名」は代表者名や当該法人の責任ある立場の者として氏名を公表している者であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示対象となる。

2 乙① 3 4

僚船（第十一寿和丸）の設計関係者の姓が押印されていると考えられる。「姓」だけであれば個人識別性がないから、個人情報に当たらない。仮に個人識別が可能であったとしても、製図の作成について責任を負うべき立場にある者は通常公表されているはずであるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

3 乙① 6 2

「作成」者、「承認」者が完成重心試験成績書及び復元性報告書の作成について「姓」を署名又は押印したもので、作成責任、承認責任を明らかにするものであるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

乙① 6 9、7 0、7 1、7 2、7 3、7 4、7 5、7 6、8 0、8 2、8 4、8 5、8 6、8 7、8 9、9 0、9 1、9 2、9 7、9 8、1 0 0、乙④ 2 ※ 1も同様である。

4 乙① 6 4

「姓」については、3)と同じ。

「本資料提出者」については氏名が書かれているようであるが、責任ある立場で提出しているはずであるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。乙① 9 3 ※ 2、9 4 ※（課長、製図欄）も同様である。

5 乙② 1 ※ 2

個人の氏名は個人識別情報であるとしても、これ以外の情報に個人識別性はなく、1号該当性は認められない。

6 乙② 2

乗組員の氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、「3 乗組員（生存者）について」（4枚目）では、「E 【■■■■■ : ■■■■■】」という墨塗状態になっており、双方が氏名とは考えられない。氏名ではない情報は個人識別性を欠くから1号に該当しない。乗組員F、Gについても同様である。

7 乙② 4 ※

口述聴取を受けた者の氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所、個人の電話番号は個人識別情報に該当しうるとしても、それ以外の役職等の情報は個人識別性を欠くから1号に該当しない。口述調査を受けた者が会社の代表者など責任ある立場であれば、これらの者の氏名は慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

乙② 5 ※～2 6 ※も同様である。

8 乙② 2 7 ※

個人の氏名は個人識別方法に該当しうるとしても、所属は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

9 乙② 2 8 ※

ファックスの耳の部分の印字の墨塗部分は双方に個人名が印字されているとは考えられない。個人名でない方は個人識別情報に当たらず1号に該当しない。個人名

は法人代表者名であれば慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

10 乙②28

氏名、電話番号、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報に該当しうるとしても、船員番号、役職、生年月日、都道府県市町村、郵便番号は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

11 乙②29※

氏名、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報として1号に該当するとしても、これら以外は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

乙②30※、32※1、33※1、34※1も同様である。

12 乙②31※1

「姓」だけであれば個人識別性を欠くから個人情報に当たらない。個人情報に当たるという解釈をするととも、組合長、専務、課長は管理職として責任ある立場で提出しているはずであるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

13 乙②31※2

口述を受けた者が管理職であれば、その氏名は慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。役職等は個人識別性を欠くから個人情報に該当しない。

14 乙②32※3

「提出者」は責任ある立場で提出しているはずであるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

乙②3 3※3も同様である。

15 乙②3 6

氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報として1号に該当するとしても、これら以外は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

乙②3 7※1も同様である。

16 乙②3 7※2

「照会に対する回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名」のうち、所属、役職は個人識別情報に当たらない。氏名は管理職であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

乙②3 8※4、40※1、41※、42※1、43※、53※、55※5も同様である。

17 乙②3 8※1

FAX番号、役職は個人識別情報に当たらない。氏名は管理職であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

18 乙②3 8※3

氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所、電話番号は個人識別情報に該当するが、経歴等は氏名や住所等を墨塗することで個人識別性を欠くから1号に該当しない。

19 乙②3 9※

○ 所属は個人識別情報ではない。氏名等は管理職であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

20 乙②39

氏名、都道府県市町村より詳しい本籍地は個人識別情報に該当しうる。その余は氏名や本籍地を墨塗にすることで個人識別性を欠くから1号に該当しない。
乙③4※6も同じ。

○ 21 乙②40※2

氏名、都道府県市町村より詳しい住所は個人識別情報に該当しうる。その余は氏名や住所を墨塗にすることで個人識別性を欠くから1号に該当しない。

○ 22 乙②52※

氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、職名は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

○ 23 乙②55※1

氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、FAX番号、役職は個人識別性を欠くから1号に該当しない。

○ 24 乙③1※

「積込港」「積込店名」は個人情報ではない。
「受領者」は団体名であれば個人識別情報ではない。氏名は代表者など責任ある立場であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

○ 25 乙③4※1

氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、所属は個人識別性を欠くから 1 号に該当しない。

2 6 乙③4※4

船長、機関長は責任ある立場であるから、氏名は、慣行として公にされており、1 号イにより開示されるべきである。

住所は個人宅であれば、都道府県市町村より詳しい住所は 1 号に該当する。

乙③4※6 も同じ。

2 7 乙③5

氏名は個人識別情報に該当しうるが、その余は氏名を墨塗にすることで個人識別性を欠くから 1 号に該当しない。

乙③6、乙③7、乙③8 も同じ。

2 8 乙③9

氏名、顔貌は個人識別情報に該当しうるとしても、その余は氏名及び顔貌を墨塗にすることで個人識別性を欠くから 1 号に該当しない。

2 9 乙③1 1※2

氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、所属、役職は個人情報に該当しない。

3 0 乙③1 4※

氏名は個人識別情報に該当しうるとしても、所属、役職は個人情報ではない。電話番号、FAX番号は個人のものでなければ個人情報ではない。

3 1 乙③1 5※

運輸大臣から型式承認書を受け取った者として責任を負う立場にあることからして、氏名は慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。役職、所属先は個人識別情報ではない。

3 2 乙④1※1

住所は法人の住所であるから個人識別情報ではない。氏名は法人代表者名と考えられるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

提出者は法人代表者と考えられるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

3 3 乙④1※3

検査責任者名であるから、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

3 4 乙④6※

個人名は法人代表者名であれば、慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。所属等は個人情報ではない。

「住所」は、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報に該当しうるとしても、これら以外は1号に該当しない。

第2 法5条2号該当性について

1 反論（あ）

被告が不開示事由として「二号法人ノウハウ」「二号法人労務管理」としているのは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（2号）のうち、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）に当たるとし

ているものと解される。

2号イ所定の「正当な利益」とは情報公開の意義との対比において公開されるべきでないとする法的保護に値する利益であってあらゆる利益ではない。個々の事業者が公開を許容するか否かという問題ではない。「害するおそれ」とは害される蓋然性が客観的に認められることが必要であり（最判平成23年10月14日（集民238号57頁、判時2159号53頁））、事業者において主觀的に害するおそれがあると判断するかどうかではない。正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとは、「単なる確率的な可能性があるだけでは足りず、法的保護に値する相当の蓋然性が認められることが必要」ということである（大阪地判平成19年6月29日判タ1260号186頁、大阪高判平成24年11月29日判時2185号49頁）。

被告の現時点での主張内容からは、「二号法人ノウハウ」「二号法人労務管理」とも、「当該法人」が株式会社酔屋商店（以下「酔屋商店」という。）であるかそれ以外の法人かすらわからず、いかなる文書のどの部分の記述から、いかなる法人について、どのような正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められると主張しているのかが不明といわざるを得ない。このような被告主張から、「二号法人ノウハウ」「二号法人労務管理」について、2号イのおそれがあるとは到底認められない。

被告は、同じ情報について、2号イのほか、5号及び6号にも該当すると主張しているものが多くあるが、2号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」が、同時に5号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」や6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」にも該当するとは通常は考えられないことであり、被告が、各文書の記載内容を個別具体的に検討することなく、漠然と抽象的に不開示事由該当性を並べていているために、このような矛盾主張にな

ってしまっているとしか考えられない。被告が2号・5号・6号を並列した主張を維持するのであれば、各文書のどの部分に2号イに該当しうる情報があり、どの部分に5号又は6号に該当しうる情報があるのか、被告において個別具体的に特定して主張し直すべきである。

2 反論（い）

酢屋商店の事業規模、漁を行う海域、量で捕獲する魚種、漁獲量等を推測でき、これらの情報が開示されることで同社のノウハウが流出し、市場において競争上不利な地位に立たされると被告は主張するようであるが、第五十八寿和丸は本件事故によって沈没しており、今後使用されることはないから、第五十八寿和丸に関する情報を開示したとしても、同社が市場において競争上不利な地位に立たされるとは考えられない。また、第五十八寿和丸以外の漁船について、使用する網の構造や重量が公になることで、市場において競争上不利な地位に立たされるという経験則があるとは考えられない。

酢屋商店の正当な利益が害されるおそれがあるとの被告主張は憶測による抽象的な可能性の域を出ず、法的保護に値する相当の蓋然性が認められるとは到底いえない。

3 反論（は）：船舶国籍証書及びその附属書について

（乙①9・10、17・18、22・23、29・30、35・36、44、48・49、53・54）

船舶国籍証書及びその附属書である船舶国籍証書検認期限指定書は、船舶国籍証書（船舶法5条2項、船舶法施行細則第4章参照）は、その船舶が日本の国籍を有すること及び船舶の同一性を証明する公文書であり、記載事項及び書式が定められているものであって、このような文書に、公にされることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、2号イ該当性は

認められない。

4 反論（ひ）：船舶検査証書について

（乙①11、乙①14、乙①19、乙①24、乙①27、乙①31、乙①37、乙①41、乙①45、乙①50、乙①55、乙①60）

乙①11などの船舶検査証書は、船舶安全法施行規則33条により様式が定められている文書であり、このように記載事項及び書式が定められている文書に、公にすることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられない。また、現在は船内に備え置く義務があるものとされているが（同規則40条）、かつては船内での掲示義務が課されていた文書であり、船に乗った者であれば誰もが見ることができる文書であったことからすれば、船舶検査証書に、公にされると船の所有者が市場において競争上不利な地位に立たされる等の正当な利益が害されるおそれがある情報は記載されているとは認められない。

5 反論（ふ）：船舶検査手帳について

（乙①12、乙①15、乙①20、乙①25、乙①28、乙①32、乙①38、乙①42、乙①46、乙①51、乙①56、乙①61）

船舶検査手帳も、船舶安全法施行規則46条により様式が定められており、船内に備え置く義務がある（同条4項）。このように記載事項及び書式が定型的に定められている文書について、船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、公にされると船の所有者が市場において競争上不利な地位に立たされる等の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは認められない。

6 反論（へ）：動力漁船登録票について

（乙①13、乙①16、乙①21、乙①26、乙①33、乙①40、乙①43、乙

① 4 7、乙① 5 2、乙① 5 7、乙① 5 9)

動力漁船登録票は、漁船法 10 条 1 項に基づく登録をしたときに、同法 12 条 1 項に基づき申請者に交付されるものであるが、これは同法 21 条に基づき何人もその謄本の交付を請求することができるものであるから、公にされると船の所有者が市場において競争上不利な地位に立たされる等の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは認められない。

7 反論（ほ）：一般配置図について

（乙① 3 4、乙① 6 5、乙① 9 3、乙① 9 5、乙① 9 6、乙① 9 9、乙① 1 0 1）

一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図である。一般配置図は通常、船内の数か所に掲示されており誰でも見ることができる図面であるから、公にされると船の所有者が市場において競争上不利な地位に立たされる等の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは認められない。公表済みの事故調査報告書（甲 6）の付図 3 においても、第五十八寿和丸の一般配置図が示されている（甲 6、58 頁）。

8 反論（ま）：立入検査記録簿（写し）について（乙① 3 9）

1 枚目の「船舶番号」「船籍港又は定係港」は船舶国籍証書の記載項目にもあるところ、乙① 9 で述べたとおり、船舶国籍証書は船舶が日本の国籍を有すること及び船舶の同一性を証明する公文書であり、記載事項及び書式が定められているものであって、このような文書に、公にされることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられない。同様に、立入検査記録簿 1 枚目の「船舶番号」「船籍港又は定係港」の情報も船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報ではなく、2 号に該当しない。

これらの項目以外には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海洋汚染防止設備等その他設備に係る立入検査執行の記録内容が記載されていると認

められるが、法律に基づき所定の設備があることを確認したことは法人のノウハウ等に当たるとは考えられず、公にされることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられない。

9 反論（み）：完全重心試験成績書及び復原性報告書（第五十八寿和丸）（乙①62）

文書名からすると、乙①62には、復原性試験（重量重心査定試験）、すなわち船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）に従い、新造及び改造工事完了に近い状態（完成時が望ましいとされる）で、重量重心、載荷重量及び動搖周期の算定を行うために必要な事項を測定した結果が記載されていると考えられる。

これらはいずれも船舶復原性規則に基づく測定結果が記載されていることからすると、これらの情報が法人のノウハウ等に当たるとは考えられず、公にされることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられない。

実際に、国立研究開発法人 海上技術安全研究所が作成した「漁船転覆事故に係る解析調査報告書」（甲★）では、重量重心計算結果等が添付資料として公表されている。

10 反論（む）：漁船原簿抹消謄本（写）（乙①66）

乙①66の体裁からして、漁船原簿に「漁船原簿抹消謄本」のスタンプを押したものが漁船原簿抹消謄本であるとわかる。漁船原簿謄本は、漁船法21条に基づき、何人でも、都道府県知事に対して、漁船登録の原簿謄本の交付を請求することができる。そうであれば、漁船原簿抹消謄本に法人のノウハウ等が記載されているとは考えられず、開示したとしても、当該法人のノウハウが流出したり、当該法人が市場において競争上不利な地位に立たされるおそれはない。

第3 法5条5号該当性について

1 はじめに

被告は、本件対象文書①②③④のほとんどについて、公にすると様々な支障（実害）があるとして情報公開法5条5号・6号該当性を主張しているが、標目（文書の類型）や一部開示された文書の内容からして、乙④3, 4, 5, 8, 9, 19以外はこれらに該当する余地がない。

5号の対象になる文書は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であり、6号の対象となる文書は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」である。保護されるべきは、行政機関等の事務運営の安定であり、そこで扱われる外部から取得した情報ではない。そうであればこそ、5号は「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」が不當に損なわれることを危惧し、また、内部の議論の経過が公になることで、「不當に国民の間に混乱を生じさせる」ことや「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす」ことを危惧しているのであり、6号は「当該事務又は事業の性質上」「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ことを危惧しているのである。外部から持ち込まれる資料からはこのような危惧が生じる余地はない。

本件についてみると、対象文書が5号に該当するには「運輸安全委員会の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であることが必要であり、6号に該当するには「運輸安全委員会が行う事務又は事業に関する情報」であることが必要である。

原告が運輸安全委員会に開示請求した文書は、「漁船第五十八寿和丸沈没事故に關して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料」であって、運輸安全委員会内の審議で出た意見などではない。被告が準備書面（8）（9）（10）で明らかにした不開示事由一覧表の文書の標目（文書の類型）や一部開示され

た文書の内容からすると、乙④3、4、5、8、9、10以外は漁船第五十八寿和丸沈没事故原因調査のために運輸安全委員会が外部から収集したもの（情報）であって、審議、検討、協議の内容ではないし、当該事務又は事業の性質上、事務事業に関する情報でもないから、5号や6号の「情報」に該当する余地はない。

2 反論（か）

被告はこの文書の作成名義人すら明らかにしておらず、作成者が「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」（5号）であるかすら不明であるが、作成名義人が「国の機関・・・地方独立行政法人」ではなく、これらの機関に所属する者でもないのであれば、同号のおそれの有無を検討するまでもなく、この文書に記載された情報が5号にいう「国の機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」にあたるとは考えられず、5号該当性は認められない。

3 反論（き）

5号「おそれ」の判断について、同号で示されているそれぞれの支障に「不当に」という要件が付加されていることを考慮すると、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得えない程度のものであることが必要であり、かつ、それが生ずる「おそれ」も、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

被告が5号該当性を主張する部分が、そもそも同号のいう「情報」に該当するかからして疑問であるが、仮に5号にいう「情報」に該当しうる部分があるとしても、本件各文書は本件事故の原因を解明するために収集されたものであって、他の船舶の沈没事故の原因解明に利用することは想定されていない以上、調査終了後に公開しても意思形成過程を損なうことではなく、中立性を損なうこともないというべきである（原告第3準備書面第1の5）。

被告は、本件各文書のいかなる部分のいかなる情報が、情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、①率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのか、②不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるのか、③特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるのかや、これらの「おそれ」が単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があるかについて、被告は何ら具体的に主張しておらず、この点でも5号該当性は認められない。

第4 法5条6号該当性について

1 反論（さ）

この文書の作成者が「国の機関・・・地方独立行政法人」ではなく、これらの機関に所属する者でもないのであれば、この文書に「国の機関・・・地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」（6号）が記載されているとは考え難く、6号該当性は認められない。

2 反論（し）

仮に、6号の「情報」に該当するとしても、被告の主張から、同号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底認められない。

原告第3準備書面第1の6で述べたように、同号該当性が認められるためには、当該事務の内在的性格に照らして、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量して検討した上で、法的保護に値する程度の実質的な「おそれ」が認められる必要があるところ、被告は本件各文書のいかなる部分にどのような記述があり、開示のもたらす利益を比較衡量しても、当該記述部分から運輸安全委員会の事故調査事務について、事実関係を正確に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となるという支障が生じるおそれが、単なる確率的可能性ではなく法的保護に値する程度に実質的にあるかについて、被告は何ら具体的に主張していない。

第5 乙④3, 4、5, 8, 9, 10について

1 報告書（案）

報告書（案）（乙④3, 4、8, 9）は、公表されている報告書と同じ資料に基づいて起案されているはずであるから、内容面において公表されている報告書とほぼ同じ内容になっているはずであり、かつ、報告書（案）という体裁になっていることからして、作成に関わった個々人の意見がわかるような書き方になっていないことが窺える。そうだとすると、公開したとしても、過去の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」は言うまでもなく、将来の調査における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」が不当に損なわれるおそれ（5号）はなく、「不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不适当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」（同号）、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号）が生じるとは到底考えられない。

2 対応案

「関係■■■■■の意見及び対応案」（乙④5, 10）は運輸安全委員会で収集した意見だけでなく、対応案が書かれている。対応案のみが5号の「情報」に該当し得るが、体裁からして委員個人の意見として書かれたものではなく、かつ、すでに報告書が公表されていることからして、委員らの率直な意見の交換や意思決定の中立性を不适当に損なうおそれはないし、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれもない。対応案が6号の「情報」に該当するかは疑問である。仮に該当するとしても、運輸安全委員会の事故原因調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

意見本件審議を被告が、なおもこれらのおそれがある部分があるという主張を維持するのであれば、上記おそれが推測できる部分に限って、不開示事由該当性の理由をより具体的に示すべきである。